

資料1

# 秦野市の水道料金の現状

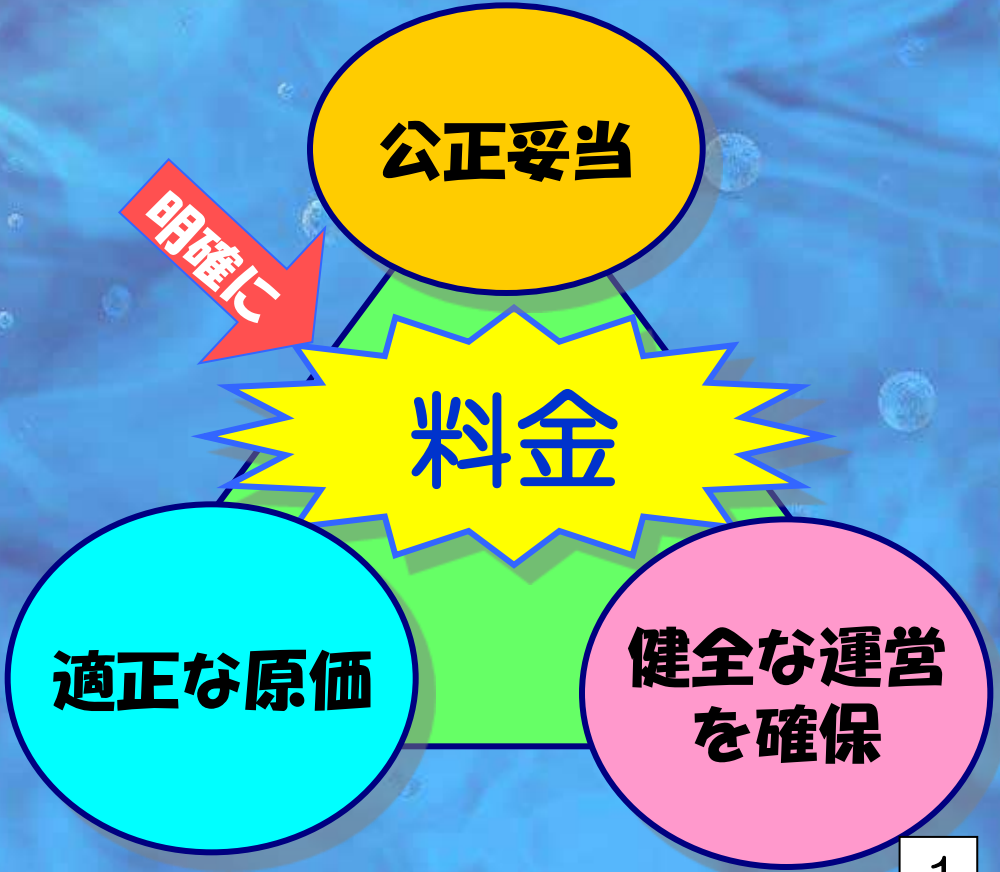


# 水道料金決定の原則

**地方公営企業法【第21条第2項】**  
前項の料金は、**公正妥当**なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における**適正な原価**を基礎とし、地方公営企業の**健全な運営を確保**することができるものでなければならない。

**水道法第14条第2項**  
厚生労働大臣は、前項の認可の申請が第二項各号に掲げる要件に適合していると認めるときは、その認可を与えなければならない。  
料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし**公正妥当**なものであること。  
料金が、**定率又は定額をもって明確**に定められていること。  
特定の者に対して**不当な差別的取扱いをするものでない**こと。

~~差別的取扱い~~





# 水道料金の体系

## 水道料金体系の大別

**用途別**

(家事用・業務用・農業用・臨時用)

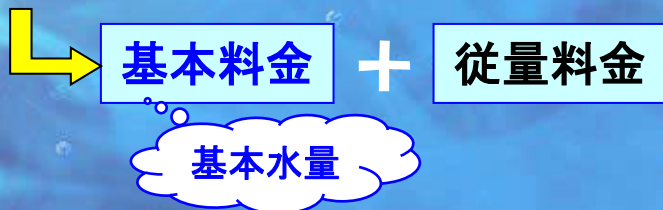
**口径別**

(φ13・20・25・40・・・200mm等)

## 料金区分の組立て方

**二部料金制**

**一部料金制**



## 従量料金の組立て方

**逦増型**

**逦減型**

**単一型**

本市の水道料金は、家事用・業務用・農業用といった「**用途別**」で、基本料金と従量料金を合わせた「**二部料金制**」、そして、使用水量が多くなるほど料金単価が高くなる「**逦増型**」の料金体系を採用しています。

これにより、使用量が多いお客さまに水の合理的利用を促すとともに、家事用を中心とした、使用量が少ないお客さまの料金を低く抑えてきました。

また、「基本料金」は、1か月につき税抜で、家事用・農業用が520円、業務用が650円で、この基本料金には、全てのお客さまに、最低限の生活用水を確保するという考え方にに基づき、8m<sup>3</sup>/月の「基本水量」を付けています。



# 口径別とは・・・



一度にどのくらい使えるかという「使用水量能力」に応じた料金体系

※ 例えば・・・本市の水道利用加入金は、口径別に金額を設定しています。

メーターの口径	金額	
13mm	メーター1個につき	150,000円
20mm	同	200,000円
25mm	同	400,000円
40mm	同	1,200,000円
50mm	同	1,900,000円
75mm	同	5,000,000円
100mm	同	10,000,000円
150mm	同	30,000,000円
200mm	同	60,000,000円
200mm超	同	別途協議して定める額

# 本市の水道料金体系

## 用途別とは・・・

用途別は、何に使うかという「使用目的」に応じた料金体系で、本市では、一般家庭での家事用、工場等での業務用、畑で使うなどの農業用、工事現場での臨時用があります。

## 基本料金と従量料金

基本料金は、主に、浄水場や配水管の整備など水道施設を維持していくために必要な費用や、水道をまったく使用しない場合でも生じるメータ検針や料金収納などの必要経費の一部を賄うために、共通して負担いただく料金です。

従量料金は、使用水量の増減に応じてかかる経費を負担していただく料金です。

## 基本水量とは・・・

本市の基本料金には、公衆衛生の向上、生活環境の改善という観点から、全てのお客さまの最低限の生活用水を確保するため、基本料金で1か月8 $\text{m}^3$ までご使用いただけるように基本水量を設けています。

## 逦増型とは・・・

逦増型は、使用水量が多ければ多いほど1 $\text{m}^3$ 当たりの料金が高くなるよう設定する体系です。本市では、用途別に、使用水量の段階別に単価を高くするように設定しています。これは、消費抑制型といわれ、水需要を抑える目的で、多くの事業者で採用されてきました。

# 全国的な水道料金体系



	昭和40年		昭和50年		昭和60年		平成12年		平成17年		平成25年	
	事業数	比率(%)	事業数	比率(%)	事業数	比率(%)	事業数	比率(%)	事業数	比率(%)	事業数	比率(%)
口径別	11	1.0	295	18.8	705	38.3	875	46.0	783	49.4	708	55.3
用途別	1,095	99.0	1,100	70.2	868	47.1	781	41.1	613	38.6	431	33.7
その他	0	0.0	172	11.0	270	14.6	246	12.9	190	12.0	140	11.0
計	1,106	100.0	1,567	100.0	1,843	100.0	1,902	100.0	1,586	100.0	1,279	100.0

(公益社団法人 日本水道協会「水道料金表」より作成)

昭和40年当時、99%の水道事業体が「用途別」料金体系を採用  
平成25年になると、半数以上の水道事業体が「口径別」料金体系を採用  
⇒「用途別」料金体系から「口径別」料金体系へ移行する傾向にあります。



# 料金算定の手順

## 財政計画の策定

- ・料金算定期間の決定
- ・需給計画等の基本方針の決定
- ・財政収支の見積もり

## 料金水準の算定 (総括原価の算定)

- ・料金総収入額の算定
- ・関連収入の控除
- ・事業報酬の算入

## 料金体系の設定 (個別原価の算定)

- ・料金体系の選択
- ・原価の分解
- ・原価の配分・振分け

## 料金表の確定

公益社団法人日本水道協会  
「水道料金算定要領」による



# 水道事業にかかる費用をどうやって回収するか… (総括原価の分解・配分・振分け)



## 総括原価 (料金で回収すべき費用等の総額)

### 原価の分解

#### 需要家費

水道の使用量とは関係なく、  
利用者の存在自体により必要と  
される固定的経費

- ・量水器
- ・検針徴収関係費など

#### 固定費

水道の使用とは関係なく、水道  
需要の存在に伴い固定的に必要  
とされる経費

- ・施設維持管理費の大部分
- ・減価償却費
- ・支払利息など

#### 変動費

水道の実使用に伴い発生する  
経費

- ・薬品費
- ・動力費など

#### 準備料金

実際の使用水量とは関係なく、水道を  
供給するために必要な原価として、各  
利用者に賦課する定額料金

#### 基本料金

### 原価の配分

#### 水量料金

実使用水量に応じて回収すべき原価と  
して、給水量単位当たり賦課する料金

#### 従量料金

### 原価の振分け

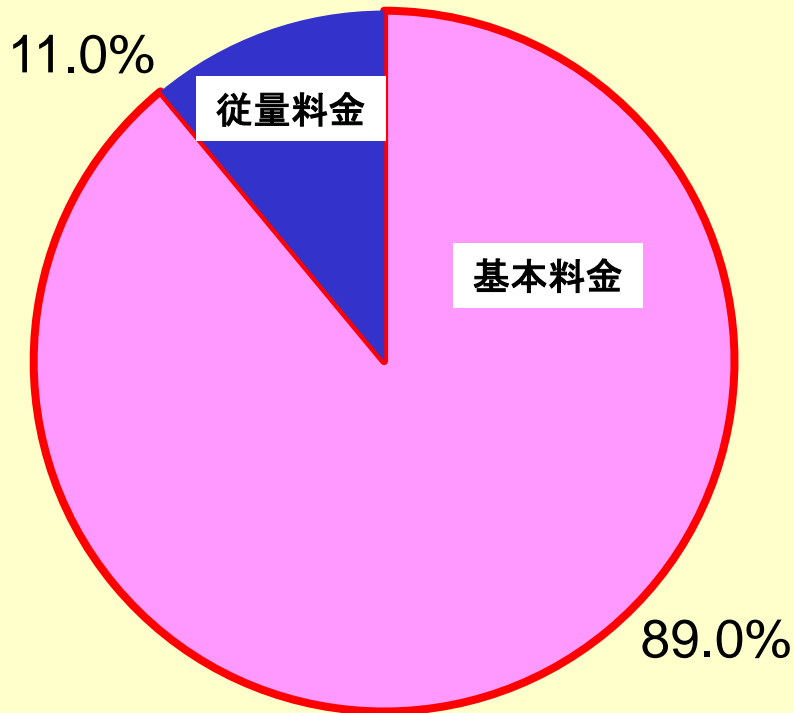


# 水道料金に占める 基本料金と従量料金の比率

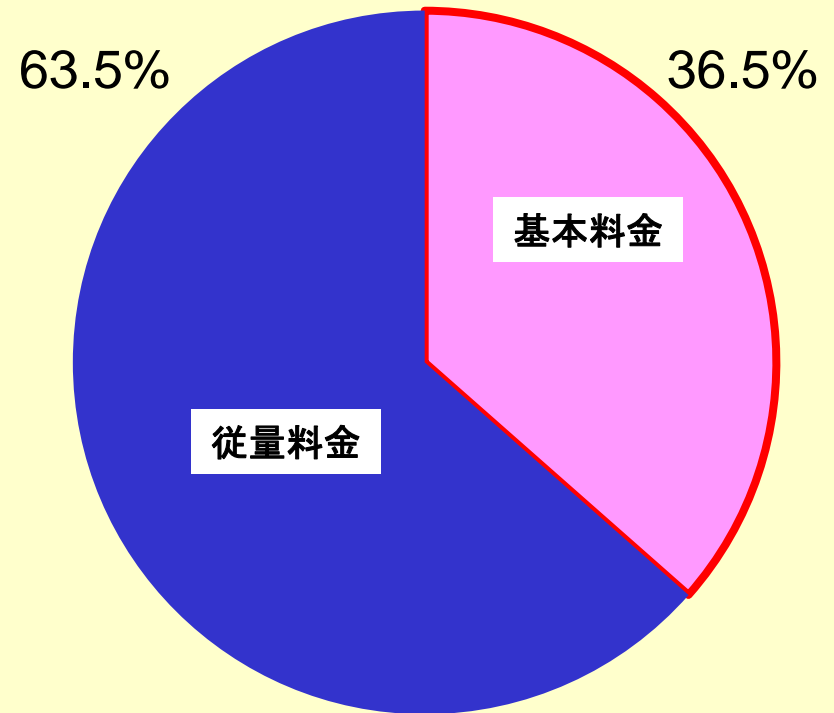


## 平成23年度から27年度の料金で回収するべき費用の配分・振分け

原価の配分・振分けをしない場合



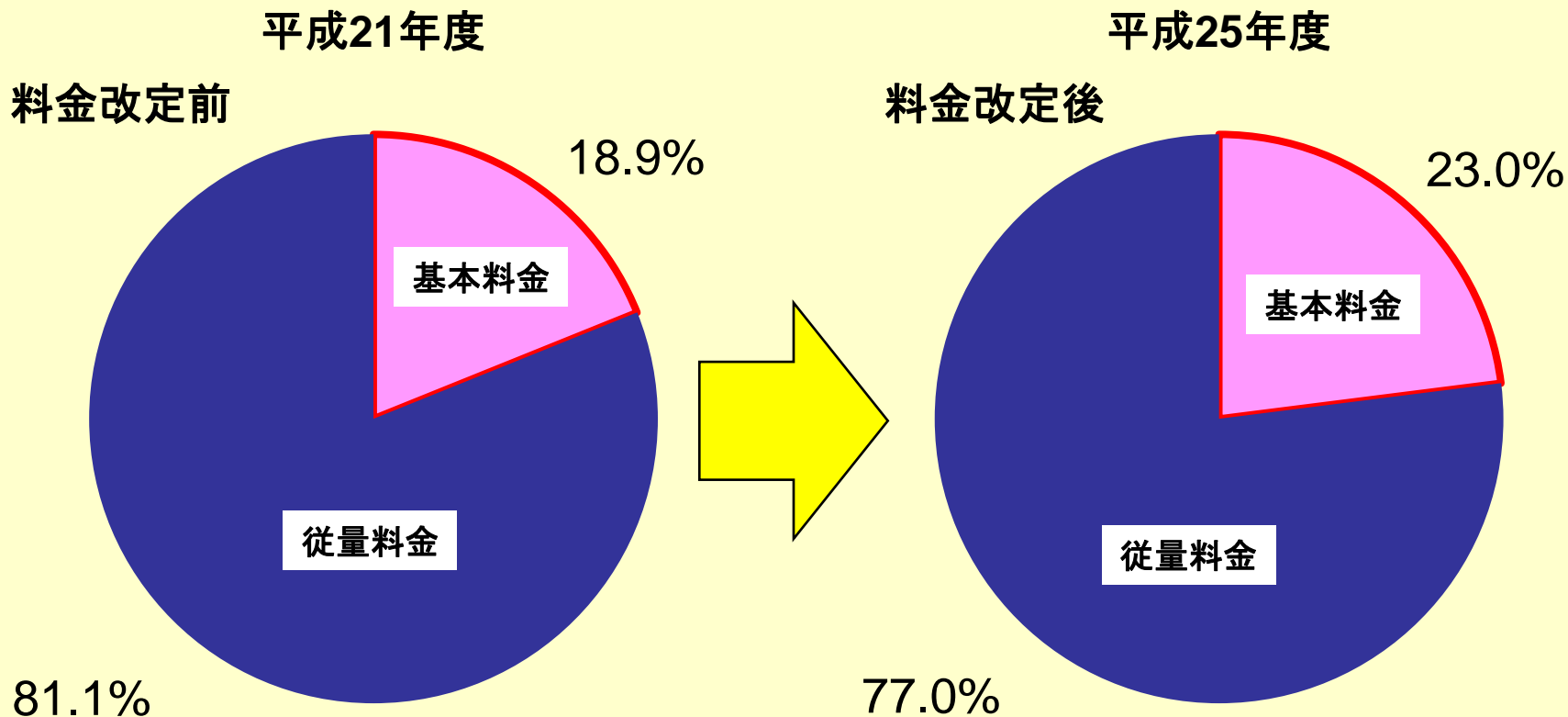
原価の配分・振分けをした場合



# 水道料金に占める 基本料金と従量料金の比率



料金で回収すべき費用等の総額 = 基本料金 + 従量料金



# 秦野市の料金表

逓増型

【税抜】

用途別	基本料金 0~8㎡	従量料金 (1㎡当たりの単価)					
		9~20㎡	21~30㎡	31~50㎡	51~100㎡	101~500㎡	501㎡~
家事用	520円	70円	80円	130円	195円	220円	
業務用	650円	95円		140円	195円	220円	245円
農業用	520円	70円	80円	130円	160円		
臨時用	1,700円	400円					

二部料金制

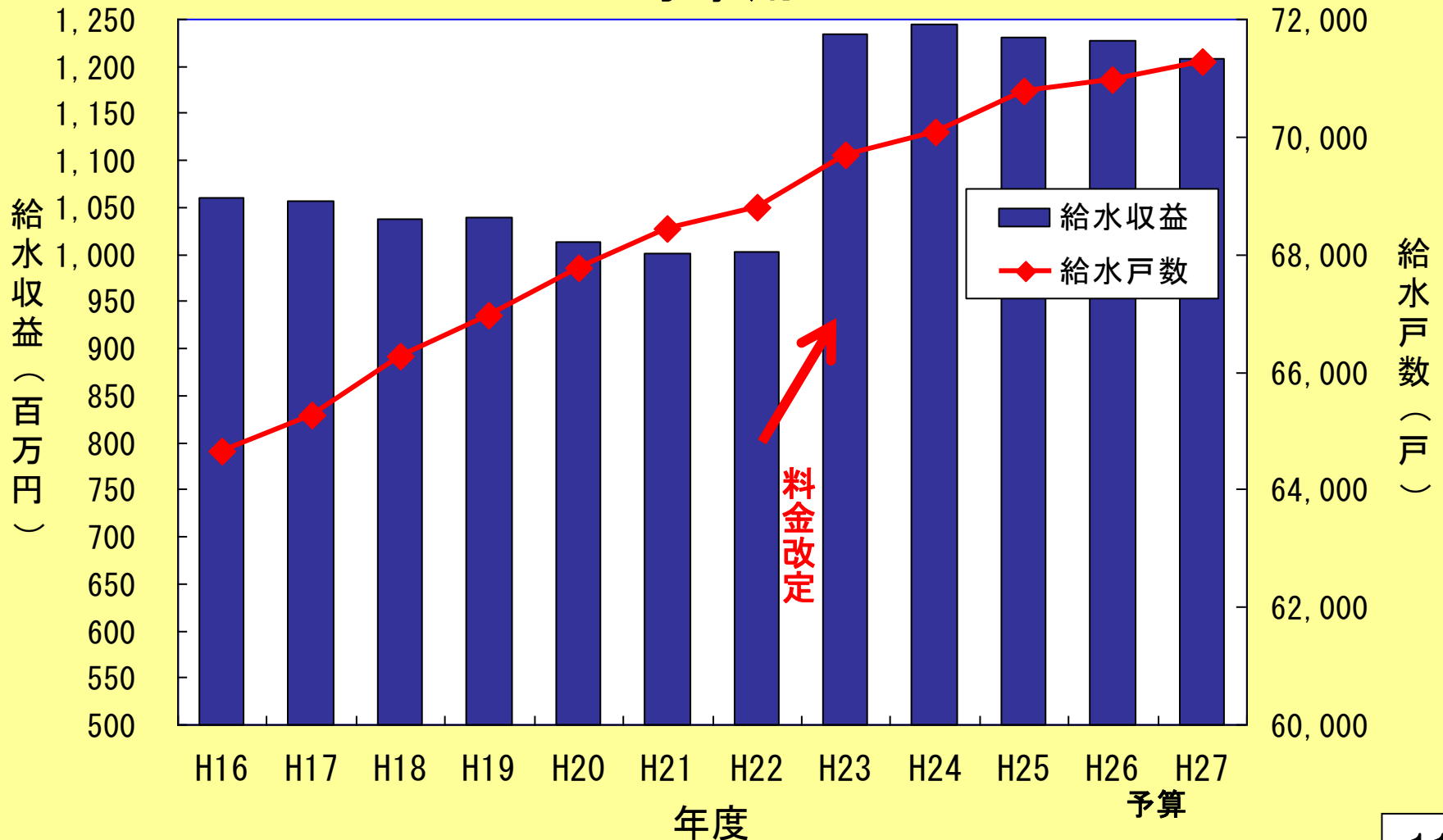
基本料金 + 従量料金



# 給水収益(料金)と給水戸数の推移

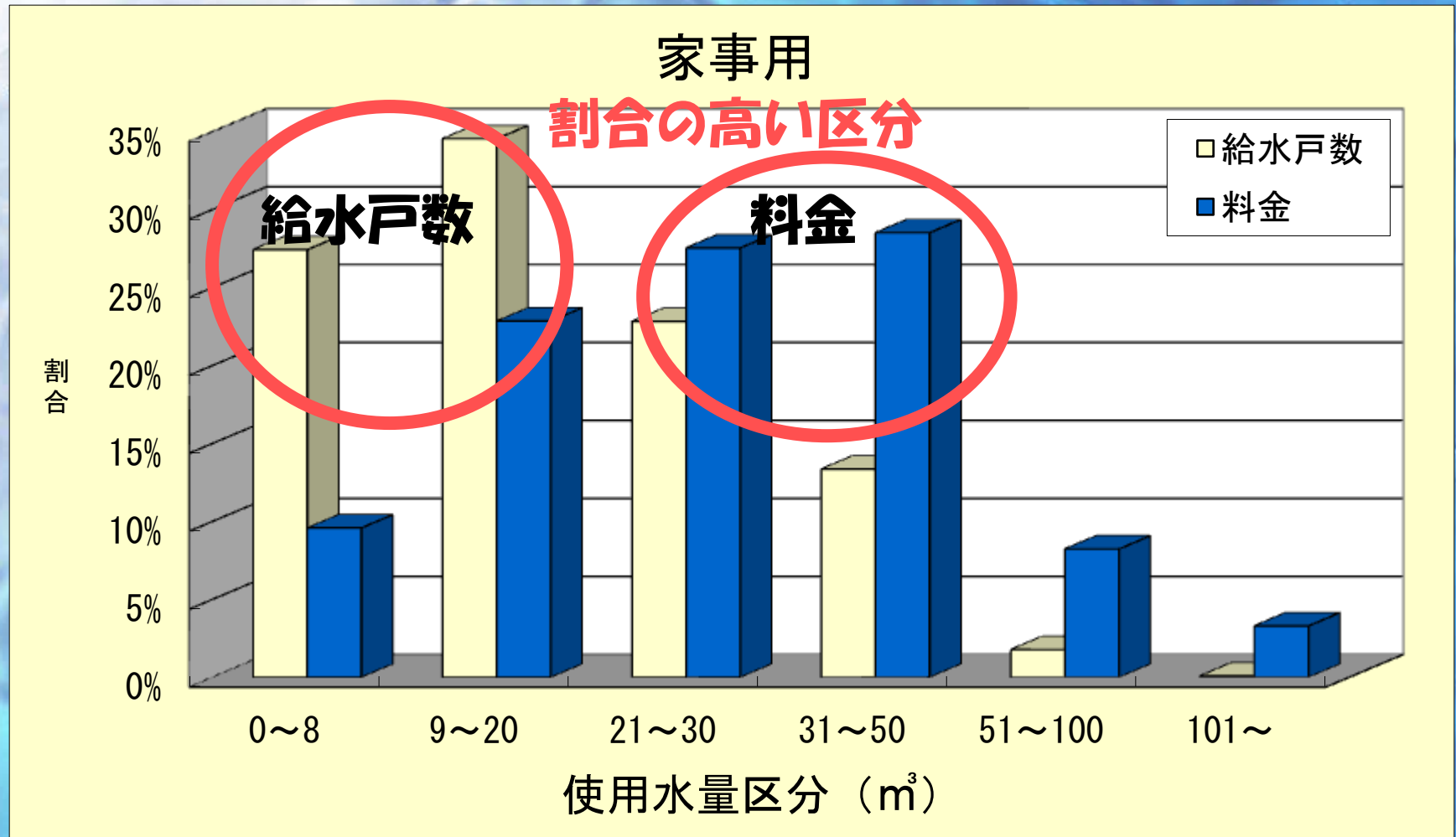


## 家事用





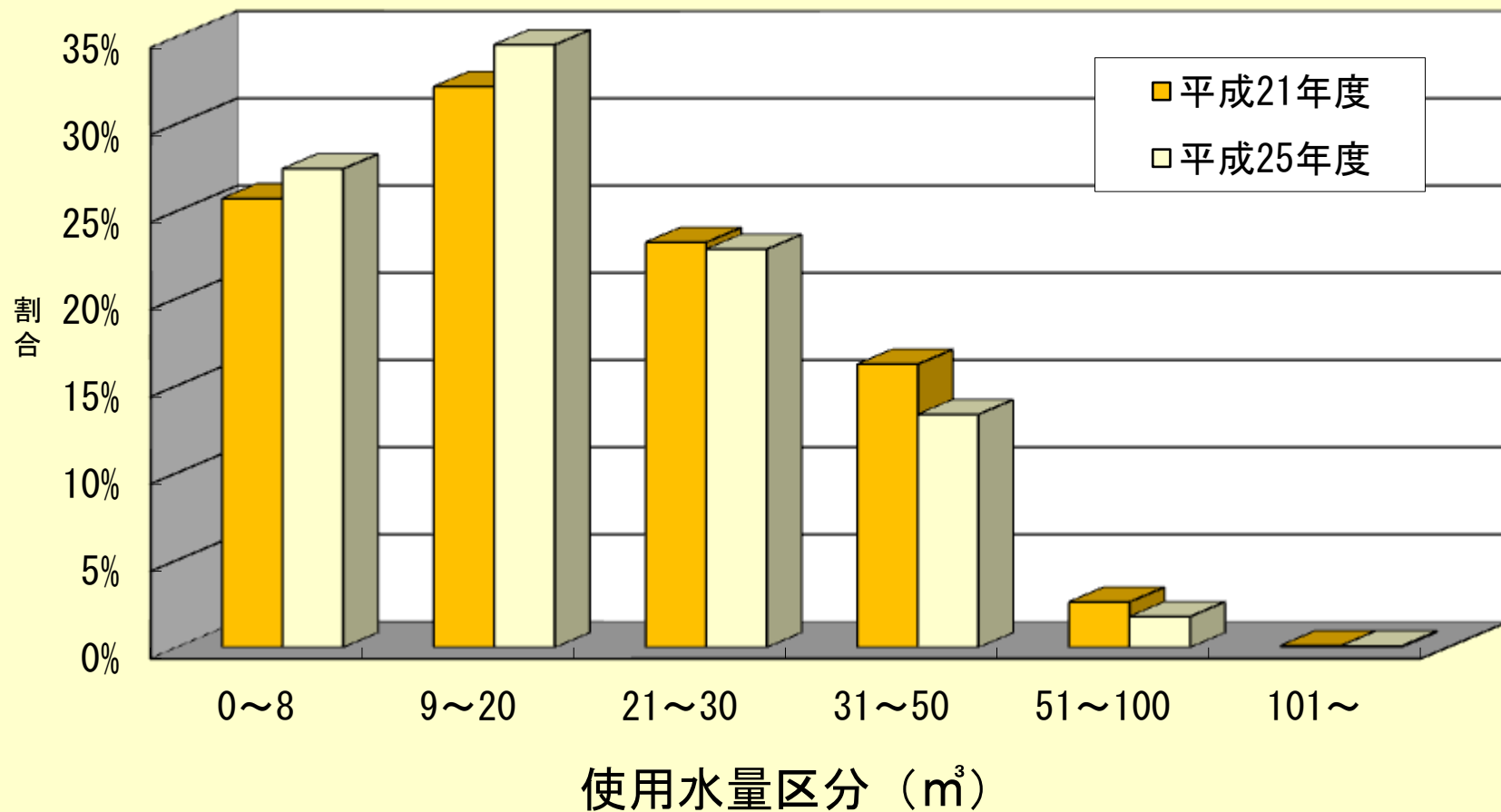
# 平成25年度 の使用水量による 給水戸数と料金の分布



# 平成21年度（料金改定前）と25年度の 給水戸数の分布の比較



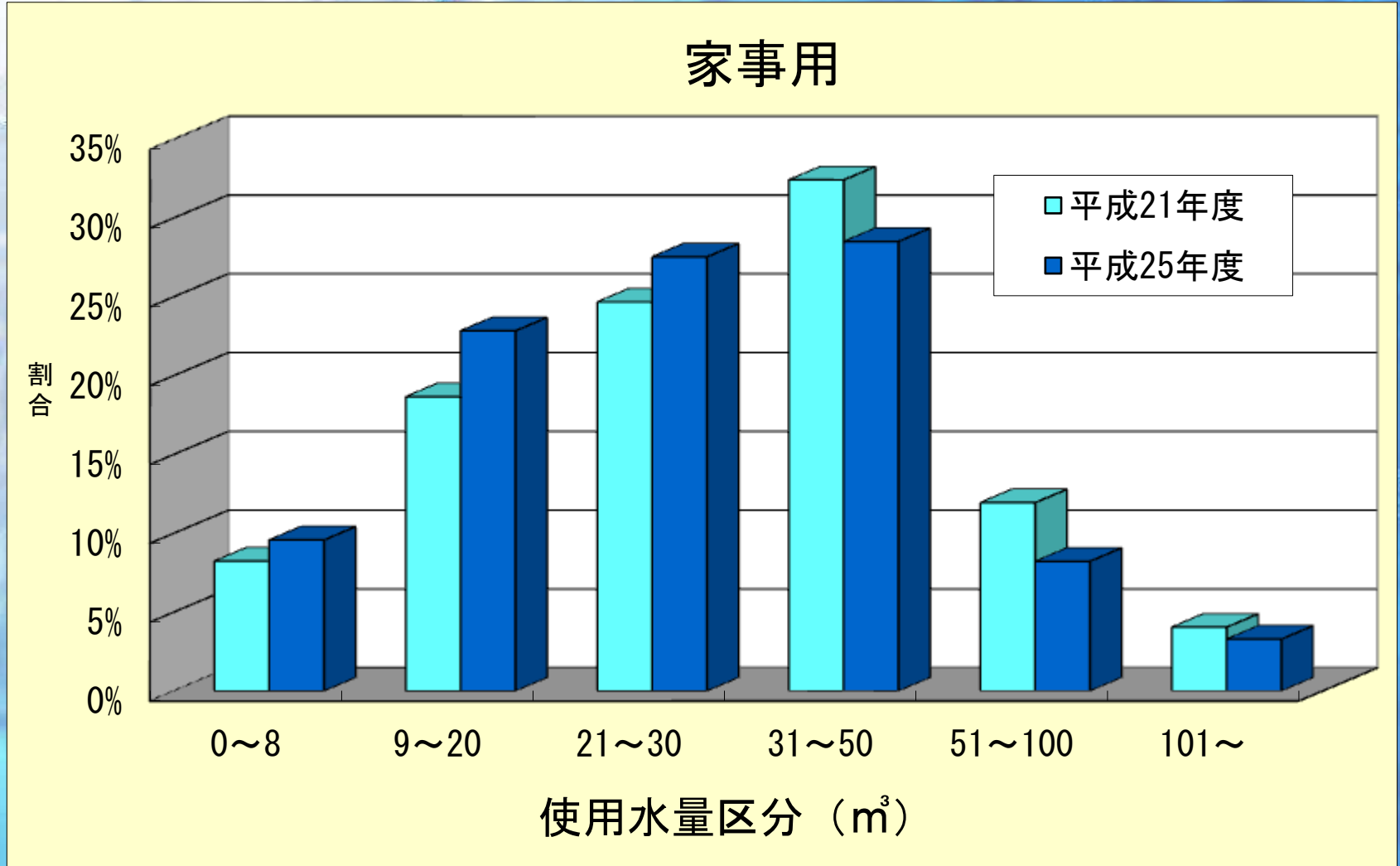
## 家事用







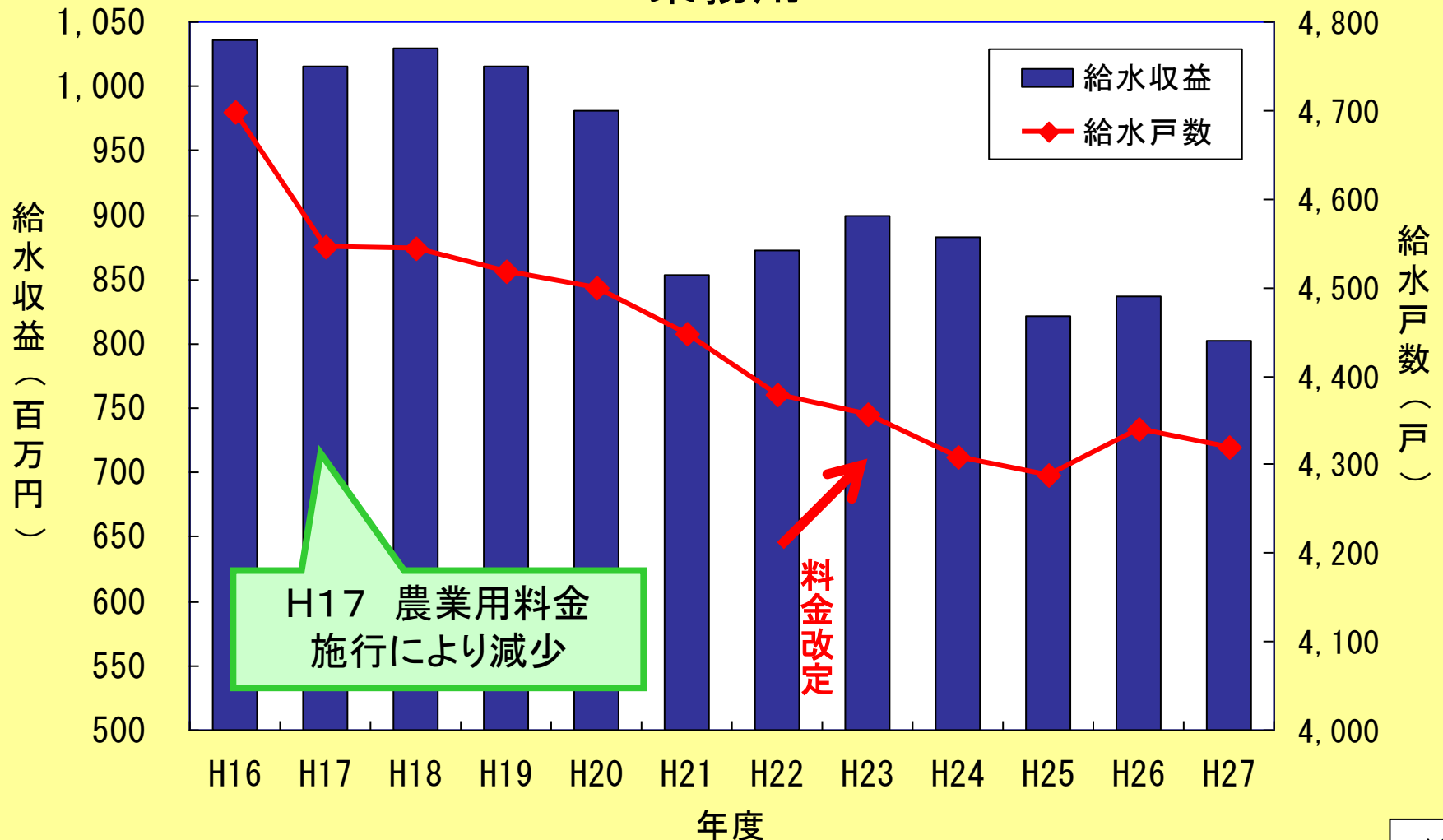
# 平成21年度（料金改定前）と25年度の 料金の分布の比較



# 給水収益(料金)と給水戸数の推移



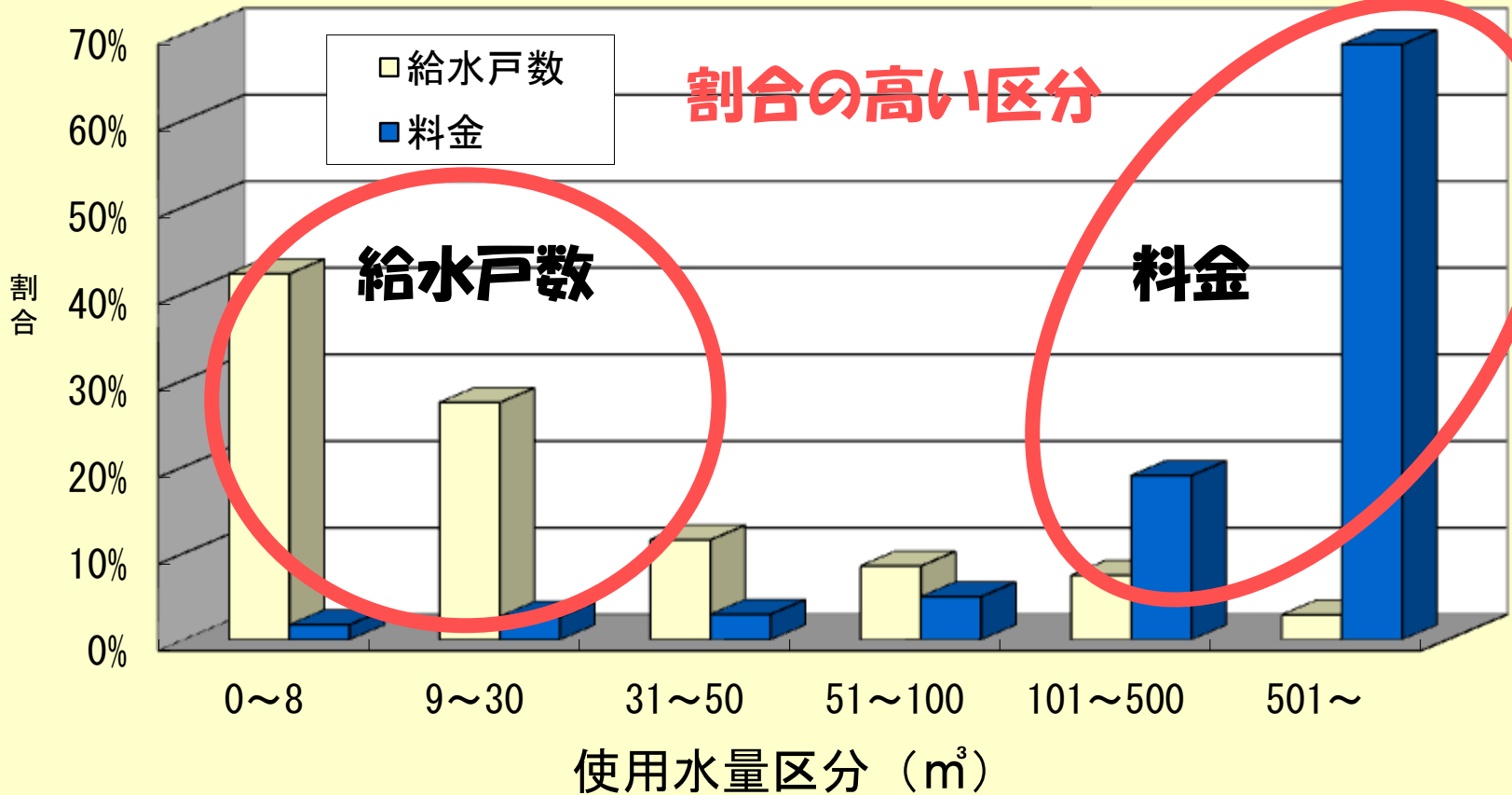
## 業務用





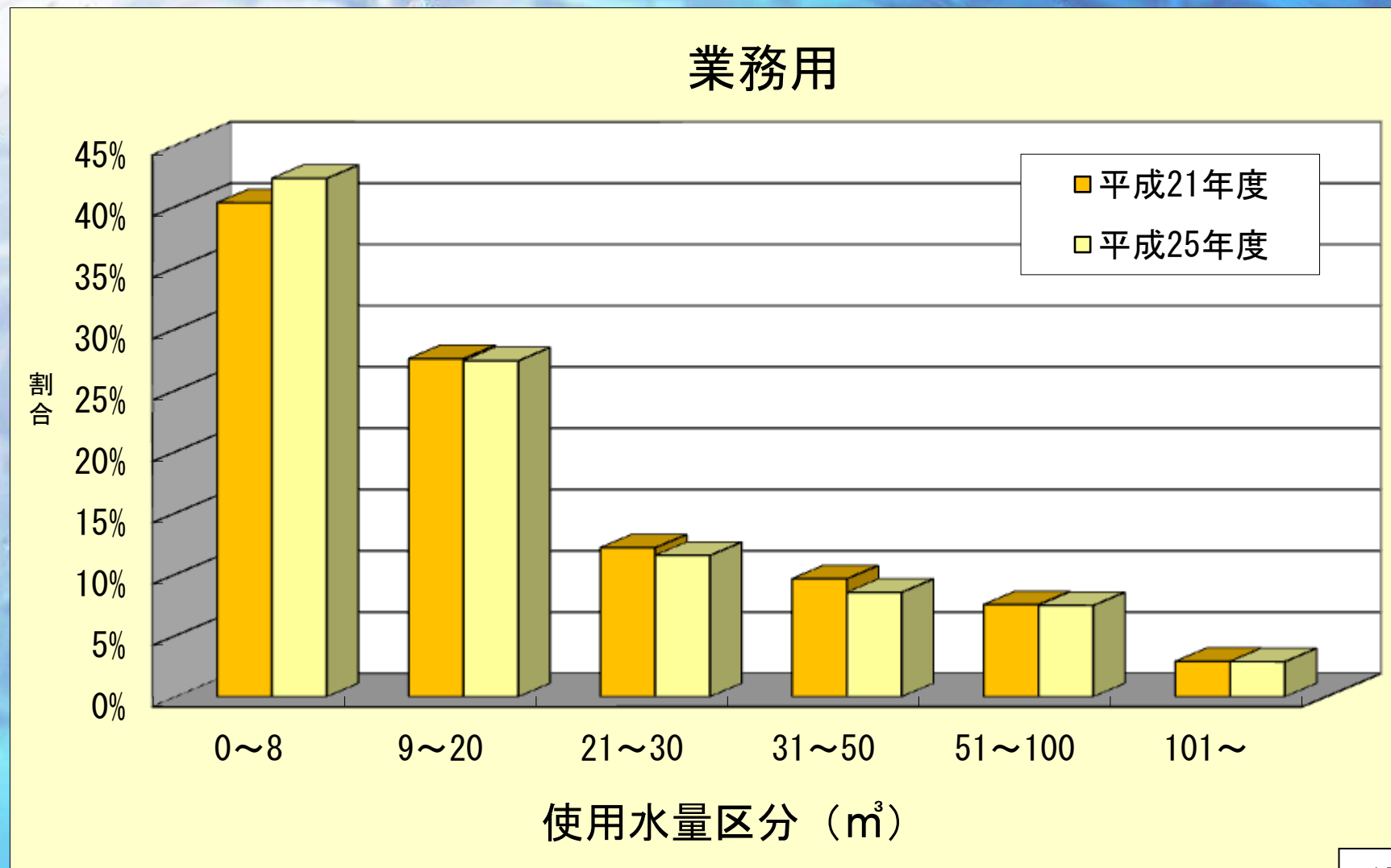
# 平成25年度 の使用水量による 給水戸数と料金の分布

## 業務用





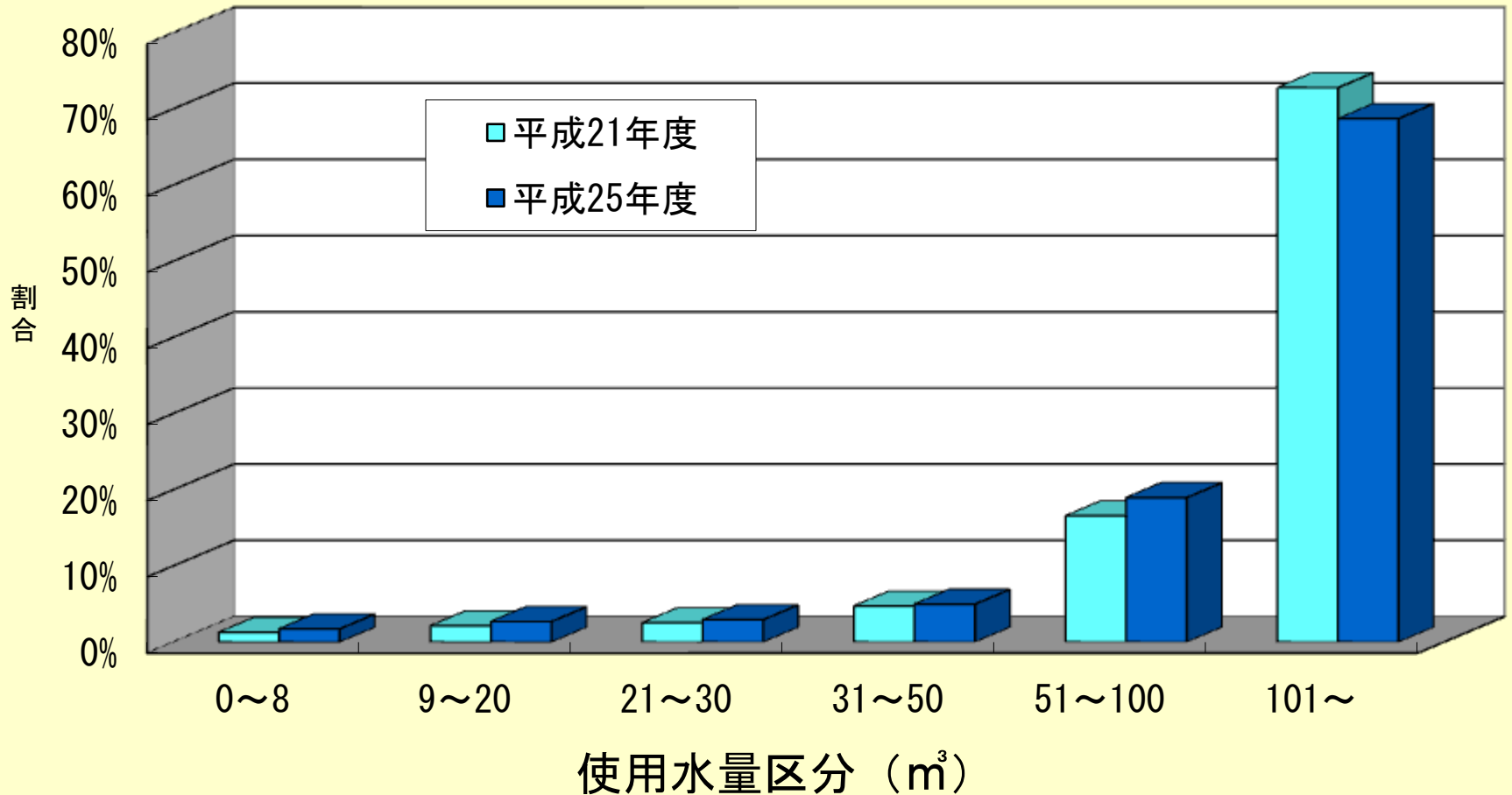
# 平成21年度（料金改定前）と25年度の 給水戸数の分布の比較



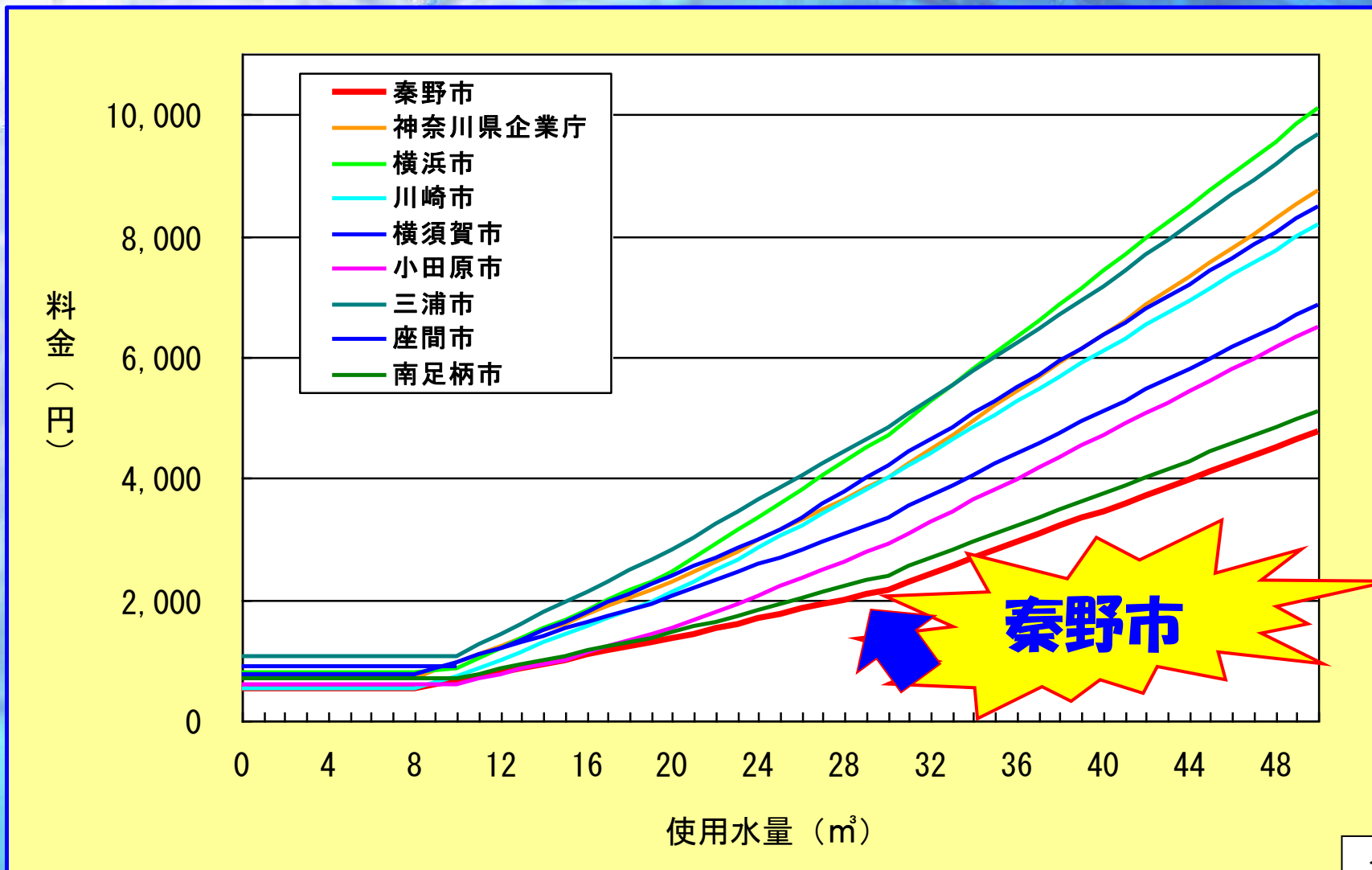


# 平成21年度（料金改定前）と25年度の 料金の分布の比較

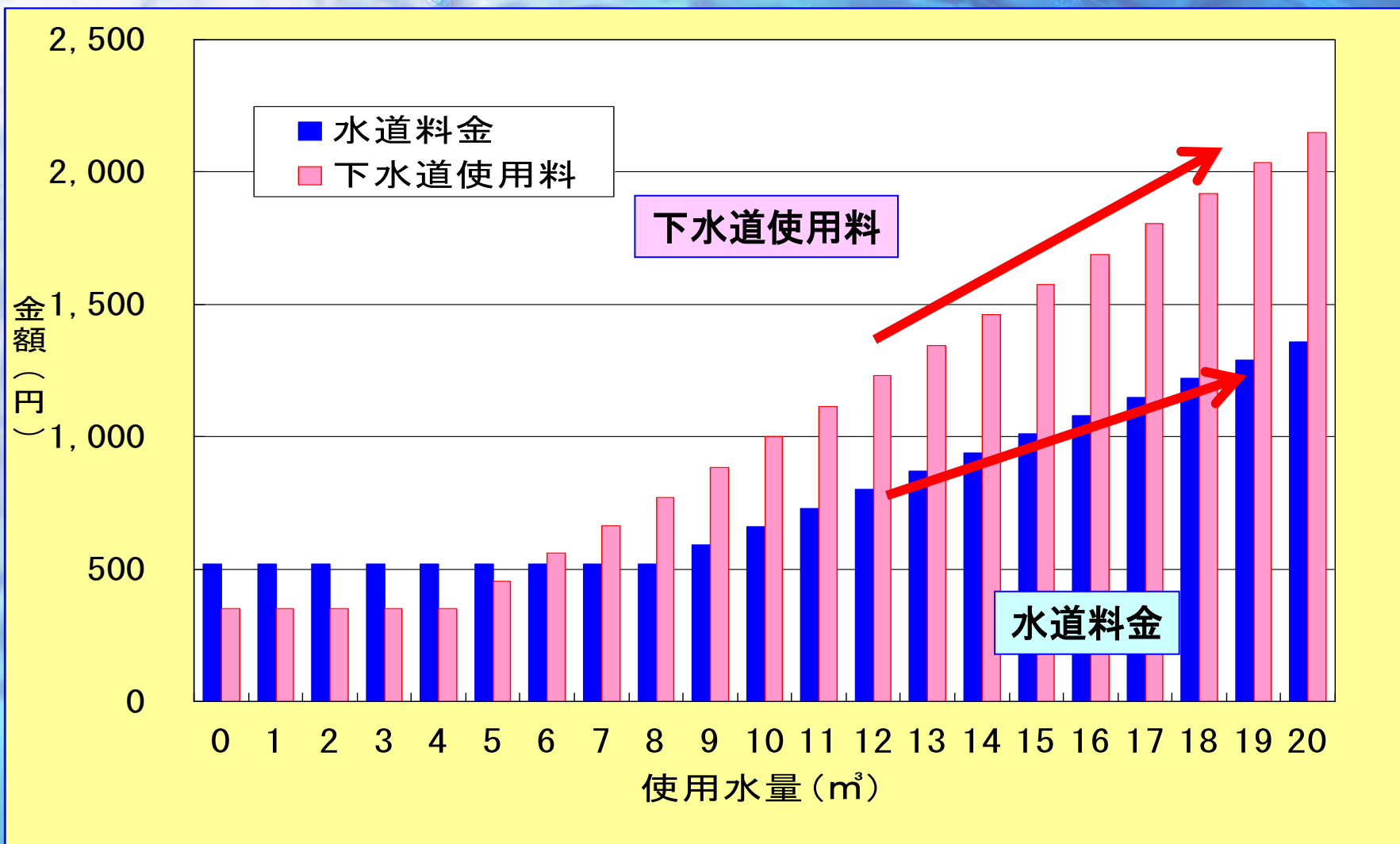
## 業務用



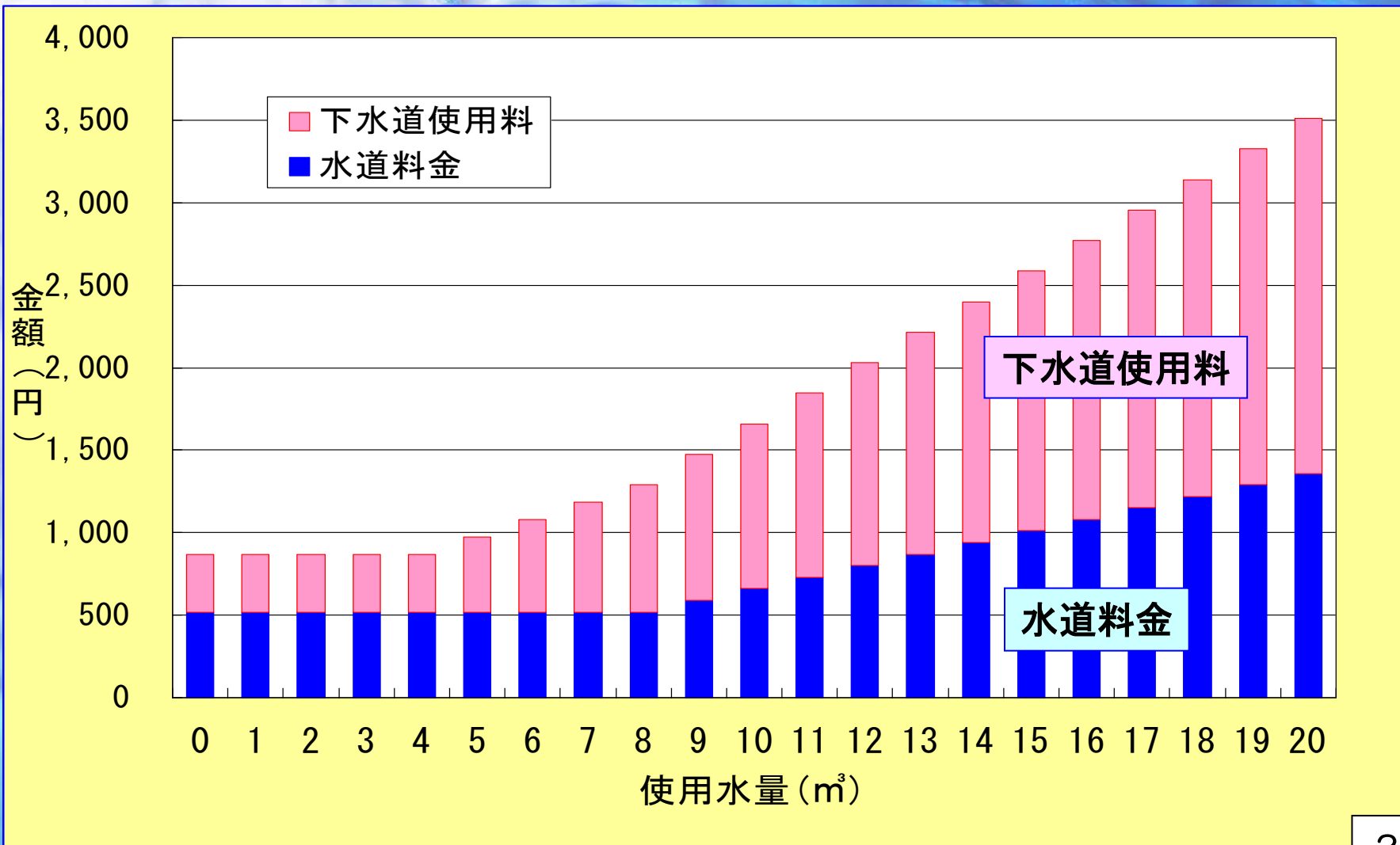
# 県内他市事業者との料金比較 【家事用】



# 水道料金（家事用）と 下水道使用料



# 水道料金（家事用）と 下水道使用料の合計







# 水道料金の算定



## 1か月家事用20m<sup>3</sup>使用した場合の料金

**基本料金** 520円(8m<sup>3</sup>まで)

+

**従量料金** 840円 = 70円 × 12m<sup>3</sup>(9~20m<sup>3</sup>)

---

1,360円

108円 = 1,360円 × 8 / 100 (消費税等相当額)

---

1,468円 = 1,360円 + 108円  
(20m<sup>3</sup>水道料金)



# 県内他事業体との水道料金の比較

## 1か月家事用20m<sup>3</sup>使用した場合の料金

税込

	事業体等	水道料金	下水道使用料	合計
1	秦野市	1,468円	2,322円	3,790円
2	南足柄市	1,566円	1,494円	3,060円
3	小田原市	1,630円	2,349円	3,979円
4	座間市	2,207円	1,938円	4,145円
5	川崎市	2,224円	2,116円	4,340円
6	神奈川県企業庁	2,463円	—	—
7	横須賀市	2,581円	2,398円	4,979円
8	横浜市	2,652円	1,998円	4,650円
9	三浦市	3,056円	2,430円	5,486円
	平均	2,205円	2,130円	4,303円

平成26年4月1日現在の各事業体ホームページ等掲載資料に基づき計算したもの

# 本市の水道料金体系の特徴



- 販売損失がある中、他事業体に比べ安価な料金設定
  - ・ 県内他市事業体と比べ、また、全国的にも安い料金である。
- 基本料金の在り方に課題がある。
  - ・ 料金収入に占める基本料金の割合が低く、収入が安定しない。
- 景気の影響を受けやすい料金体系
  - ・ 業務用料金では、少数の大口需要者により、給水収益の約7割が賄われている。
  - ・ 大口需要者である企業の大幅な水需要の減少、企業の撤退等が起きれば、水道事業経営は、大きな打撃を受ける。
- 逓増度が高く、負担の公平性に課題がある。
  - ・ 家事用の給水収益の半分以上は、給水戸数割合の少ない区分にあり、使用水量の多い世帯が賄っている状況であること。
  - ・ 使用水量が多くなるほど料金単価が高くなる逓増型であるため、水道使用を抑制していること。